

平成 25 年 11 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号  
三菱ビル  
日本プロロジスリート投資法人  
代表者名 執行役員 坂下 雅弘  
(コード番号: 3283)

資産運用会社名  
プロロジス・リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂下 雅弘  
問合せ先 取締役企画財務部長 戸田 淳  
TEL. 03-6867-8585

### 金利スワップ契約締結に関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成25年11月28日付で公表の「資金の借入に関するお知らせ」に記載の資金の借入れに関して、金利スワップ契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 締結の理由

後記「2. 金利スワップ契約の内容」に記載の平成25年11月28日に締結した個別タームローン貸付契約に基づく借入れについて、支払金利の固定化を図り、金利上昇リスクをヘッジするためです。

#### 2. 金利スワップ契約の内容

<金利スワップ契約を締結した借入れ>

	借入先	借入金額	利率	借入実行日	借入方法	返済期日	返済方法	担保
借入れ ①	株式会社三井住友銀行 及び株式会社三菱東京 UFJ銀行をアレンジ ャーとする協調融資団 (注)	64.0 億円	基準金利(全銀協 3 か月 日本円 TIBOR) +0.45%	平成 25 年 12 月 3 日	左記借入先 を貸付人と する平成 25 年 11 月 28 日付の 個別ターム ローン貸付 契約に基づ く借入れ	平成 30 年 12 月 3 日	期限 一括 返済	無担保 無保証

(注) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫及び株式会社りそな銀行により組成されます。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(1) 借入れ①に係る金利スワップ契約

①契約締結先	SMBC日興証券株式会社
②想定元本	64.0億円
③金利	固定支払金利 0.36010% 変動受取金利 全銀協3か月日本円TIBOR
④契約締結日	平成25年11月29日
⑤開始日	平成25年12月3日
⑥終了日	平成30年12月3日
⑦利払日	初回を平成26年2月末日とし、以後毎年5月、8月、11月、2月の各末日及び終了日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）

※ 本金利スワップ契約締結により、借入れ①に係る金利は、実質的に0.81010%で固定化されます。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.prologis-reit.co.jp>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。